

仕 様 書

1. 業務名

堺市区役所市民課における各種証明書発行手数料等の徴収に係る指定納付受託業務
(J C B他追加分)

2. 業務目的

市民サービスの向上を図るため、区役所市民課窓口における各種証明書手数料等(以下「手数料等」という。)について、現在本市で利用可能なクレジットカード、電子マネー及びQRコード等によるキャッシュレス決済に加え、新たな決済ブランドを追加するもの。

3. 用語の定義

本仕様書における「納付業務」とは、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務をいう。

4. 履行場所

受注者の事業所等その他本市が認める場所

5. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6. キャッシュレス決済で取り扱う決済種別及びブランド

次に掲げる決済ブランドに対応していること。なお、納付業務開始日までに利用開始できない決済ブランドがある場合は、遅延理由書(様式任意)を提出し、双方協議の上、別途開始日を定めるものとする。

(1) クレジットカード決済

J C B、A m e r i c a n E x p r e s s、D i n e r s C l u b

(2) 電子マネー決済

Q U I C P a y

また、以下に記載のない決済種別及び決済ブランドについて受注者より提案があった場合は、双方協議の上、取扱いを認めることがある。

現行利用可能な決済ブランド

(1) クレジットカード決済

V I S A、M a s t e r c a r d

(2) 電子マネー決済

- 交通系ＩＣカード、ＰｉＴａＰａ、ｉＤ、楽天Ｅｄｙ、ＷＡＯＮ、ｎａｎａｃｏ
- (3) ＱＲコード決済
- ＰａｙＰａｙ、ｄ払い、ａｕ ＰＡＹ、メルペイ、楽天ペイ

7. 業務内容

(1) キャッシュレス決済ブランドの追加

本市の市民課窓口を設置されたキャッシュレス決済用端末である `sterminal` (以下、「決済用端末」という。) に、決済ブランドの追加を行うこと。決済ブランドの追加にあたり、現行の決済用端末や、ＰＯＳシステムの入れ替えは行わないものとする。

(2) キャッシュレス決済手数料等の納付

ア. キャッシュレス決済により徴収した手数料等については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、本市が指定する口座に納付すること。手数料等は、分割払い、リボルビング払い等、利用者が選択する支払方法の種類にかかわらず、一括して納付するものとする。なお、末日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前営業日までに納付すること。

イ. 本市への手数料等の納付は、各決済ブランドの決済情報を可能な限り集約し、指定口座へ振り込むこと。

ウ. 納付に係る振込手数料は、受注者の負担とする。

エ. 手数料等の内訳及び取扱手数料の明細については、本市と受注者が協議して定めた期日までに、月次で本市へ報告すること。報告方法についても同様に協議の上決定する。

(3) サポート体制

市民課窓口の開庁時間中における障害発生に備え、常時対応可能なサポート体制を確保すること。

(4) 履行スケジュール

ア. 指定納付受託業務を行うための準備業務

契約締結日から令和8年12月

イ. 指定納付受託業務

令和9年1月から令和9年3月末まで

なお、納付業務の開始日は、双方の協議により決定するものとする。

(5) その他

本業務にて追加する決済ブランドについて、取扱い可能なブランドの一覧を示すサイン等、窓口において必要な掲示物を整備すること。なお、取扱いブラ

ンドに変更が生じた場合は、速やかに更新すること。詳細については別途協議するものとする。

8. 納付業務に伴う取扱手数料

- (1) 受注者は、徴収した手数料等から取扱手数料を控除した額を本市に納付すること。
- (2) 取扱手数料はブランドごとに算定するものとし、各納付に係る手数料等の合計額に手数料率を乗じて得た額とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は、原則としてこれを切り捨てるものとする。
- (3) 取扱手数料率は、取扱いブランドの別にかかわらず同一とすること。

9. キャッシュレス決済端末の設置場所及び台数

設置場所の名称	住所	台数
堺区役所市民課	堺市堺区南瓦町3番1号	2台
中区役所市民課	堺市中区深井沢町2470番地7	1台
東区役所市民課	堺市東区日置荘原寺町195番地1	1台
西区役所市民課	堺市西区鳳東町6丁600番地	2台
南区役所市民課	堺市南区桃山台1丁1番1号	1台
北区役所市民課	堺市北区新金岡町5丁1番4号	1台
美原区役所市民課	堺市美原区黒山167番地1	1台

10. 納付業務の対象となる手数料等

別紙1のとおり。

11. その他

- (1) 業務を遂行するうえで知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、業務終了後も課されるものであり、また、業務に従事する者が離職した場合も、同様に遵守させること。
- (2) 本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、他に開示してはならない。
- (3) 本契約の実施にあたり、本仕様書に定めなき事項または疑義が発生した場合は、すみやかに本市と協議を行い、作業を実施すること。
- (4) 受注者は、別紙2「暴力団等の排除について」を遵守しなければならない。
- (5) 本業務は、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者制度に基づき運用する。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、本市と受注者で協議のうえ決定する。

【別紙 1】

名称	金額	令和7年4月～令和8年3月	
		取扱い件数	取扱い金額
住民票の写し	300	166,570	49,971,000
住民基本台帳記載事項証明書	300		
住民票の写し(自動交付機扱い)	150	205	30,750
住民基本台帳の閲覧	300	10,492	3,147,600
印鑑登録証明書	300	67,159	20,147,700
印鑑登録証明書(自動交付機扱い)	150	88	13,200
戸籍の附票の写し	300	14,822	4,446,600
戸籍の附票の写し(自動交付機扱い)	150	3	450
不在住証明等	300	119	35,700
戸籍謄本(全部事項証明書)	450	50,788	22,854,600
戸籍抄本(個人事項証明書)			
戸籍謄本(全部事項証明書)(広域交付)	450	21,440	9,648,000
戸籍謄本(全部事項証明書)(自動交付機扱い)	400	142	56,800
戸籍抄本(個人事項証明書)(自動交付機扱い)			
除籍(改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	750	36,351	27,263,250
除籍(改製原戸籍)抄本(個人事項証明書)			
除籍(改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(広域交付)	750	32,955	24,716,250
戸籍受理証明書等	350	3,917	1,370,950
戸籍受理証明書(上質)	1,400	28	39,200
身元証明書	300	13,087	3,926,100
不在籍証明等	300	697	209,100
自動車臨時運行許可	750	3,144	2,358,000
自動車臨時運行標弁償金	1,500	2	3,000
マイナンバーカード再交付手数料	800	4,925	3,940,000
マイナンバーカード再交付手数料(特急発行)	1,800	1,497	2,694,600
電子証明書発行手数料	200	6,423	1,284,600
市民税・府民税(所得・課税)証明書	300	47,148	14,144,400
市民税・府民税(所得・課税)証明書(自動交付機扱い)	150	51	7,650
固定資産評価(公課)証明書(土地・家屋)	300	26,607	7,982,100
固定資産評価(公課)証明書(償却資産)			
納税証明書	300	9,860	2,958,000

(備考)

- ・ 取扱件数及び取扱金額は、全7区の区役所市民課の実績合計を表す。

【別紙 2】

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届

け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。